令和８年11月 26 日
厚生文教常任委員協議会　資料２

（仮称）川西久代南こども園の整備・運営に係る市の方針の一部変更について

1. 経緯

市では、久代幼稚園敷地に、民間の幼保連携型認定こども園を令和 12 年度に開設すべく調整を進めてきました。それに先立ち、令和 10 年度には久代幼稚園と川西南保育所を一体化し、市立保育所型認定こども園として運営を開始したうえで、令和 11 年度から当該施設の運営を民間法人へ移管する計画としていました。

この計画に基づき、令和 11 年度からの民間移管に向けて、令和８年 12 月議会に関連条例や債務負担行為などの議案を提出し、議決を得た後、令和８年度中に整備・運営法人の選定に係る公募を開始する予定としていたところです。

しかし、令和８年 11 月に川西南保育所の保育室の面積を測定したところ、現在の運用上、在籍児童数が、使用している保育室の面積に照らした受入可能人数を超える状態となっていたことが判明しました。（別紙）

そのため、保育所型認定こども園で予定していた受入れ定員を見直す必要があることから、一体化に係る方針を一部変更することとしました。

2. 市の方針の一部変更

一体化に係る整備・運営方針を次のように変更します。

（1）久代幼稚園・川西南保育所の整備・運営方針

① 令和 10 年４月の一体化

・受入児童数超過が判明したことを受け、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した市立保育所型認定こども園の定員については令和８年度中に精査する。

・保育所型認定こども園の定員を精査する必要があることから、令和８年度中の公募開始が困難であるため、令和 11 年度の民間移管を見送り、令和 12 年度に民間幼保連携型認定こども園が開園するまで、川西南保育所の現在の園舎で市立認定こども園としての運営を継続する。

② 民間による幼保連携型認定こども園の新設

民間法人の整備・運営による幼保連携型認定こども園を、令和 12 年４月に、久代幼稚園跡地に開設する。定員は 120～140 人規模とする。

変更前

年度	R10	R11	R12
形態	保育所型認定こども園	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
運営主体	市(市直営)	民間法人(民間移管)	民間法人
場所	川西南保育所を活用	川西南保育所を活用	久代幼稚園跡地に新設
定員	2･3号(1～5歳)　80人 1号(3～5歳)　15人程度	2･3号(1～5歳)　80人 1号(3～5歳)　15人程度	(0～5歳) 120～140人程度
民間法人による施設整備	久代幼稚園舎解体	新園整備工事	

変更後

年度	R10	R11	R12
形態	保育所型認定こども園	保育所型認定こども園	幼保連携型認定こども園
運営主体	市(市直営)	市(市直営)	民間法人
場所	川西南保育所を活用	川西南保育所を活用	久代幼稚園跡地に新設
定員	2･3号(1～5歳)　令和8年度中に精査 1号(3～5歳)　令和8年度中に精査		(0～5歳) 120～140人程度
民間法人による施設整備	久代幼稚園舎解体	新園整備工事	

3. 一体化について今後のスケジュール(予定)

令和８年度

12月上旬～　保護者･地域に方針の一部変更について説明

令和9年度

上半期　　関連条例及び補正予算議案上程

下半期　　整備･運営法人公募～事業者決定